

XIII 長野県農業関係試験場受託試験取扱要領

「沿革」昭51.9制定、平5.4、平14.6、平20.3、平21.4、平22.3改正、平23.4改正、平26.5改正、平28.5改正

1 趣 旨

長野県農業関係試験場（以下「試験場」という。）が、試験場以外の者（長野県の機関を除く）から委託を受けて行う試験研究並びに調査・講習・分析及び鑑定等（以下「受託試験」という。）の実施については、この要領の定めるところによる。

2 受託試験の実施要件

受託試験は、次の要件を満たす場合に実施することができる。

- (1) 国（農林水産省以外の省庁を含む）の競争的研究資金制度等により試験研究を実施する者、農林水産省が所管する独立行政法人及び農林水産省（現地機関を含む）からの受託試験

長野県食と農業農村振興計画に基づく重要研究課題を推進する上で、試験研究課題として位置付け実施することが必要かつ妥当なものであること

- (2) (一社)長野県植物防疫協会及び(一財)長野県農林研究財団（以下「植防・財団」という。）からの受託試験

別途定める「受託基準」に基づくものであること。

なお、「受託基準」に適合しないものであっても、下記(3)のアおよびイを満たす受託はできるものとする。

- (3) (1) および(2) 以外の者からの受託試験

次の全ての要件を満たすものであること。

ア 試験場の試験研究課題に位置付けられた研究を行う上で必要かつ妥当なものであること

イ 他の試験研究機関で実施することが困難であり、又は試験場で実施することが特に有益であると認められるものであること。

ウ 受託試験を行うために必要な財務能力を有する者と認められること。

3 受託試験の実施期間

- (1) 2の(1)に係る受託試験にあつては、双方協議し決定した期間とする。

- (2) 2の(2)に係る受託試験にあつては、別途定める「受託基準」に基づく期間とする。

- (3) 2の(3)に係る受託試験にあつては、最長3年間とする。なお、実施期間終了後、改めて受託試験を申請することを妨げない。

- (4) 受託試験は、その実施期間に係わらず、単年度毎に受託試験に関する契約（以下「受託試験契約」という。）を締結し実施するものとする。

4 受託試験の申請及び決定等

- (1) 2の(1)に係る受託試験の場合

ア 双方協議し受託試験の実施を決定するものとし、試験場長は、受託試験の内容について、様式XIII-1により、あらかじめ企画推進委員会に諮り承認を得るものとする。

イ 受託試験の内容については、あらかじめ関係する専門部会へ諮り意見を聞くものとする。なお、内容が緊急かつやむを得ない場合は、この限りではない。この場合、次の専門部会において報告するも

のとする。

(2) 2の(2)に係る受託試験の場合

ア 植防・財団は、様式XⅢ-2により、試験場長へ協議するものとする。

イ 試験場長は、試験依頼内容を精査し、受託試験の実施の可否を決定するものとする。決定後、様式XⅢ-3により植防・財団へ通知するとともに、様式XⅢ-4により農業試験場企画経営部（以下「企画経営部」という。）へ報告するものとする。

(3) 2の(3)に係る受託試験の場合

ア 委託試験を希望する者は、様式XⅢ-5により申請書を試験場長に提出するものとする。

イ 試験場長は、受託試験の実施が必要であると認めた場合は、申請書に受託試験説明資料（様式XⅢ-6）を添付して企画推進委員会に諮り、承認を得るものとする。なお別に定める承認規定（別表1）により、研究調整担当部長等会議で承認できるものとし、協議結果は企画推進委員会に報告する。

ただし、単年度の品種、機械および資材の比較、評価に関する受託試験については、「品種、機械および資材の比較、評価に関する受託試験課題一覧」（様式XⅢ-10）により、承認を得ることができる。この場合、受託試験説明資料（様式XⅢ-6）の説明を要しない。

ウ 受託試験の内容については、あらかじめ関係する専門部会へ諮り意見を聞くものとする。なお、内容が緊急かつやむを得ない場合は、この限りではない。この場合、次の専門部会において報告するものとする。

エ 企画推進委員会または研究調整担当部長等会議は、承認の可否にあたり、受託の必要性及び試験内容の妥当性を検討するものとする

オ 試験場長は、企画推進委員会の決定を受け、受託試験の諾否を文書（様式XⅢ-7）により申請者に通知するものとする。

なお、企画推進委員会または研究調整担当部長等会議の承認を得られなかった場合は、その理由を付すものとする。

5 受託試験の契約

(1) 4の規定により受託試験の実施決定又は承認となった場合、次により速やかに受託試験契約の締結を行うものとする。

(2) 2の(1)に係る受託試験の場合

ア 相手方が示す様式に基づき長野県知事もしくは試験場長による単年度毎の契約とする。相手方に特段の様式がない場合は、様式XⅢ-8を準用する。

イ 契約事務は農業技術課もしくは担当の研究部が行い、その調整事務は企画経営部が行う。

(3) 2の(2)に係る受託試験の場合

ア 様式XⅢ-9により、試験場長もしくは支場長（以下「試験場長等」という）が単年度毎の契約を締結する。契約締結にあたっては、事前に、企画経営部と受託試験に要する経費の額（以下「受託試験費」という。）の積算内容等について調整を行うものとする。

イ 試験場長等は、契約締結後速やかに、企画経営部へ契約書の写を提出するものとする。

(4) 2の(3)に係る受託試験の場合

ア 様式XⅢ-8により、試験場長が単年度毎の契約を締結する。契約締結にあたっては、事前に、企画経営部と受託試験費の積算内容等について調整を行うものとする。

イ 試験場長は、契約締結後速やかに、企画経営部へ契約書の写を提出するものとする。

6 受託試験費の積算

受託試験費は、受託試験を行う上で直接必要な試験研究費及び旅費と、受託試験を行う上で間接的に必要となる一般管理費の合計とし、別表2に定める基準により算出される額とする。

委託者からの委託費は、この受託試験費相当額とする。

7 委託費の納付

- (1) 委託者は、受託契約を締結したときは、遅滞なく同契約に定める委託費を県に納付しなければならない。なお、双方協議の上、必要に応じて3回を限度として分割納付することができるものとする。
- (2) 前項の委託費の納付方法は、契約書に定めるものとする。なお、試験場長等が契約する受託試験にあつては、県の発行する納入通知書により、納入通知書に指定する期日までに納付するものとする。
- (3) 5の(2)の規定により契約した知事もしくは試験場長、5(3)の規定により契約した試験場長等及び5の(4)の規定により契約した試験場長は前項の委託費に残余が生じた場合は、その額を委託者に返還するものとする。

8 受託試験の中止

- (1) 5の(2)の規定により契約した知事もしくは試験場長、又は5の(3)の規定により契約した試験場長等及び5の(4)の規定により契約した試験場長は、天災その他やむを得ない事由があるため、受託契約に基づく受託試験の継続が困難となったときは、速やかに委託者にその旨を通知し、協議の上、当該受託試験を中止することができる。
- (2) (1)の規定により契約を解除するときは、7の(3)の規定に準じ返還するものとする。

9 受託試験結果等の通知

試験場長等は、受託試験を終了し、又は中止したときは、受託試験の結果又は経過を速やかに委託者に通知するものとする。

10 特許権等を受ける権利

- (1) 受託試験に係る発明の特許を受ける権利又はこれに基づく特許権（以下「特許権等」という。）は、県に帰属する。
- (2) 県は、委託者の協力による発明等、必要があると認める場合には、特許権等を共有することができる。
- (3) 勤務発明等届、特許の出願及び特許権等の実施契約については、長野県農業関係試験場共同研究実施要領の各条を準用する。

11 受託試験の成果の公表

試験場長は、受託試験の結果得られた成果を公表するものとする。ただし、委託者から公表しないよう申し入れがあつたときは、成果の全部又は一部を公表しないことができる。

なお、勤務発明等届が提出された研究成果については、特許の出願公表までは知的財産権を保護するため公表しないものとする。

(別表 1、共同研究および受託試験の承認規定)

単年度研究期間中の事業費 (試験場分)	承認会議
100 万円未満	研究調整担当部長等会議
100 万円以上	企画推進委員会

※品種育成を目的とする共同研究及び受託研究は上記によらず、「県単研究以外の育種課題等の設定について」(平成 26 年 12 月 15 日企画推進委員会承認)に従う。

※単年度事業費が 100 万円未満の課題であっても、複数年に渡り研究が継続する課題は、研究初年目に企画推進委員会で承認を受け、2 年目以降 100 万円未満の継続課題は研究調整担当部長等会議で承認を受ける。

<参考>

県単研究以外の育種課題等の設定について

平成 26 年 12 月 15 日企画推進委員会承認

品種育成を目的とする下記 1 に係る「県単研究以外の試験研究課題の設定」並びに「共同研究及び受託研究の実施」については、職務育成品種許諾方針(信州農産物知的財産活性化戦略実施方針)に基づき、あらかじめ育成する品種の許諾要件を職務育成品種審査会において決定するものとする。

1 対象の実施要領

IV 試験研究課題設定要領

(農食研究推進事業、委託プロジェクト、レギュラトリーサイエンス事業など)

X I 長野県農業関係試験場共同研究実施要領

X III 長野県農業関係試験場受託試験取扱要領

(別表2、受託試験費の積算基準)

区 分		積 算 基 準
受託試験費	直接経費	試験研究費
		旅 費
		一般管理費
		賃金、共済費、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費で受託試験に直接必要な経費
		普通旅費及び費用弁償で受託試験に必要な経費
		需用費(消耗品費、燃料費、光熱水費に限る)、役務費、使用料・賃借料で試験場の管理運営に要する経費 ただし、直接経費から工事請負費及び備品購入費を除いた額に30%を乗じた額を超えない額とする

- 注1) 第2条(1)に係る受託試験においては、委託者側に委託に関する要領等別段の定めがある場合は、それに基づく積算基準とする。
- 2) 第2条(2)及び(3)に係る受託試験においては、工事請負費及び備品購入費は、実施期間が複数年である受託試験の初年度に限り計上できるものとする。なおその経費は試験研究費に対し適正なものとする。
- 3) 一般管理費において、その負担が困難である等、委託者側に特別の事情がある場合は、双方協議の上、その割合を15%まで減免することができる。
- 4) 受託試験費の積算は千円単位とする。
- 5) 積算基準の節別区分は、長野県財務規則による。

(様式XⅢ-1)

平成〇〇年度新規課題 計画書

〇〇試験場

研究区分	注1)	試験期間		〇〇年度 概算事業費	注2) 千円 (千円)
課題名					
関連の重要 研究課題名	注3)				
担当試験場 研究者名	注4)	中核機関	注5)		
		共同機関	注6)		
【現状と課題】 注7)					
【試験研究計画】 注7)					
【期待される成果】 注7)					

注1) 研究区分は、実用技術開発、独法受託、国庫等の別を記載

注2) 〇〇年度概算事業費は、予算要望額を記載（複数試験場で分担の場合は合計額）

本県の試験場が中核機関の場合は、共同機関への委託費を下段に括弧書きで記載

注3) 「長野県農業関係試験研究推進計画」の関連する重要研究課題名を記載

注4) 担当試験場・研究者名は、本県の試験場・部、研究者職・氏名を記載。複数試験場・部で分担する場合は、主査となる試験場・部を最初に記載

注5) 中核機関は、受託先機関を記載

注6) 共同機関は、中核機関が共同研究を予定している他県試験場等を記載

注7) 図表や写真等を活用し、試験の目的、計画概要及び成果がわかるように簡潔に記載

(A4縦1枚で作成、Excelを基本)

(様式XⅢ-2)

番 号
年 月 日

長野県〇〇試験場長 様

(一社)長野県植物防疫協会長
又は (一財)長野県農林研究財団理事長

平成〇〇年度委託試験の依頼について (第△回)

長野県農業関係試験場受託試験取扱要領第4 (2) の規定により、別紙一覧表の試験を一括委託したく協議します。

(委託試験を追加する場合)

平成〇年〇月〇日付け〇試第 号で受諾いただいた委託試験について、別紙一覧表の試験を追加委託したく協議します。

【別紙一覧表記載上の留意事項】

- 1 様式は、植防・財団の定める様式とするが、対象作物、資材名、試験設計の概要がわかるものとし、試験場の回答において試験担当者名が記入できる様式とすること。
- 2 追加委託協議の場合、協議する一覧表は、追加試験分のみでよい。

(様式XⅢ-3)

〇〇試第 号
平成 年(西暦年) 月 日

(一社)長野県植物防疫協会長 様
又は (一財)長野県農林研究財団理事長 様

長野県〇〇試験場長

平成〇〇年度委託試験の受諾について (回答)

平成〇年〇月〇日付け (番号) で協議のありましたこのことについて内容を精査した結果、委託試験の諾否は別紙のとおりです。

なお、受諾した試験の実施は、受託試験費が確定したのち締結する受託試験契約後となりますので、事務処理にご配慮願います。

【別紙試験の諾否記載上の留意事項】

協議された一覧表に受諾の可否及び試験担当者名を記入する。

受諾できない試験については、それが明確にわかるように見え消しをするなどの工夫をすること。

(様式XⅢ-4)

〇〇試第 号
平成 年(西暦年) 月 日

農業試験場企画経営部長 様

〇〇試験場長

平成〇〇年度委託試験の受諾について (報告)

(一社)長野県植物防疫協会長 (又は(一財)長野県農林研究財団理事長) より依頼のありました委託試験について、別紙のとおり回答しました。

(様式XⅢ-3に基づく回答書及び添付書類を添付のこと)

(様式XIII-5)

委 託 試 験 申 請 書

年 月 日

長野県〇〇試験場長 様

申請者 住 所
氏 名

印

下記のとおり試験研究を委託したいので申請します。

記

- 1 委託試験の課題名
- 2 委託試験の目的
- 3 委託試験の内容等
- 4 委託試験実施の希望期間
- 5 希望する担当部
- 6 委託試験に必要な経費（実施要領別表2に基づく見積額） (単位：千円)

区 分	〇年度	〇年度	〇年度
直接経費			
(うち工事請負費、備品購入費)	()	()	()
一般管理費			
経費合計			

- 7 試験研究用資材及び機械器具等の提供並びに受託試験終了後の残存物件に関する事項
(特にある場合に記載)
- 8 委託試験結果の受け取り並びにその利用方法
- 9 特許権等の実施についての希望 (特にある場合に記載)
- 10 委託試験の研究成果の公表の方法又は時期についての希望 (特にある場合に記載)
- 11 その他委託試験の実施に関しての要望事項 (特にある場合に記載)

(用紙はA4縦とする)

(様式XIII-6)

受託試験説明資料

○ ○試験場

1 受託試験の課題名

2 受託試験の実施期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

3 受託試験の内容

(1) 委託者	名称	
	代表者名	
	所在地	
	電話番号	
	担当者	(所属・職・氏名)
	概要	民間会社は資本金及び業務内容がわかる資料を添付(会社案内・インターネットHP等の既存資料で可)
(2) 試験目的		
(3) 試験内容	ア	(試験場担当者)
	イ	(試験場担当者)
(4) 試験場予算の概要	試験研究課題名、試験期間、予算区分 (予算上の課題名、試験期間、予算区分を記載)	
(5) 受託試験の必要性	(要領第2 (3) イによる必要性を記載)	
(6) 期待される効果	(1) 試験場における効果 (2) 委託者における効果	
(7) 知的所有権の可能性		

4 平成〇年度受託試験費所要額（契約予定初年度について記載）

（単位：千円）

区 分		節 別	所要額	積 算	
直 接 経 費	試験研究費	7 賃金・4 共済費			
		8 報償費			
		11 需 用 費	消耗品費		
			燃料費		
			印刷製本費		
			光熱水費		
			修繕料		
			飼料費		
			医薬材料費		
			需用費計		
		12 役務費			
		13 委託料			
		14 使用料・賃借料			
		15 工事請負費			
	16 原材料費				
18 備品購入費					
試験研究費計①					
旅費②	9 旅 費		普通旅費 費用弁償		
直接経費合計③=①+②					
一般管理費計④ = (③-(15+18)) × 0.3			消耗品費 燃料費 光熱水費 役務費 使用料・賃借料		
受託試験費計⑤=③+④					

注) 該当する節のみを記載すること

（用紙はA 4縦とする）

(様式XⅢ-7) 【要領第2条(3)に係る諾の場合】

〇〇試第 号
平成 年(西暦年) 月 日

..... 様

長野県〇〇試験場長

受託試験「〇〇(受託試験の課題名を記載)」について(通知)

平成 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、内容を精査した結果、受託試験として受諾し実施することといたします。

つきましては、長野県農業関係試験場受託試験取扱要領第5(4)の規定により、受託試験の契約を締結しますので、別添「受託試験契約書(様式XⅢ-8)」を精読され、異存ない場合は記名押印の上、2通返送願います。

追って、当方で記名押印の上契約を締結し、1通を返送いたします。

なお、契約締結後、納入通知書を送付しますので、期日までに納付願います。契約に基づく受託試験は、納付を確認後開始いたします。

【要領第2条(3)に係る否の場合】

〇〇試第 号
平成 年(西暦年) 月 日

..... 様

長野県〇〇試験場長

受託試験「〇〇(受託試験の課題名を記載)」について(通知)

平成 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、内容を精査した結果、下記理由で受諾できません。

記

(受諾できない理由を具体的に記載のこと)

(様式XⅢ-8) 【第2条(3) (民間企業等)の場合】

受託試験契約書

平成 年 月 日

住所
(甲) 長野県〇〇試験場
場長 印

相手方の住所
(乙) 相手方の名称
代表者(職名) 印

長野県〇〇試験場長 〇〇〇〇(以下「甲」という。)と△△代表者(役職名)△△△△(以下「乙」という。)とは、次の条項に従い、〇〇〇〇(受託試験の課題名)に関する受託試験(以下「受託試験」という。)の実施に関する契約を締結する。

(実施する受託試験)

第1条 甲は、乙の委託により次の受託試験を実施するものとする。

- (1) 受託試験の課題名
〇〇に関する受託試験
- (2) 受託試験の目的
- (3) 受託試験の内容
- (4) 受託試験の実施期間
契約締結日から平成 年 月 日まで
- (5) 担当部

(受託試験費の負担及び納付)

第2条 この契約に基づく受託試験に要する費用は、乙の負担とする。

- 2 本受託試験に係る委託費は・・・円(消費税を含む)とし、その内訳は別表のとおりとする。
- 3 乙は、前項の委託費を、契約締結後、県の発行する納入通知書により、納入通知書に指定する期日までに納付するものとする。
- 4 甲は、前項の委託費に残余が生じた場合は、その額を乙に返還するものとする。

(受託試験の着手)

第3条 甲は、前条の規定による委託費の納付を確認したのち受託試験に着手する。

(受託試験の中止)

第4条 甲は、天災その他やむを得ない事由があるため、本受託試験の継続が困難となったときは、速やかに乙にその旨を通知し、協議の上、本受託試験を中止することができる。

- 2 甲は前項の規定により契約を解除するときは、前2条の規定に準じ精算するものとする。

3 本研究を中止する場合、互いに提供した又は研究過程で得られた研究用材料並びに知的財産権の取得に至らなかった研究成果の取り扱いについて甲、乙協議の上、それらの帰属を決定した後、書面にて取り交わすものとする。

(契約の解除)

第5条 乙が、納期までに委託費を納付しないときは、甲はこの契約を解除することができる。

2 乙が、この契約の各条項に正当な理由なくして違反したときは、甲はこの契約を解除することができる。

3 甲が前項の規定により契約を解除した場合、甲に生ずる一切の損害につき乙は、その責を負うものとする。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条第1項に基づく受託試験の中止又は第5条第2項に基づく契約の解除により乙が受けた一切の損害について、賠償する責を負わないものとする。

(受託試験結果等の通知)

第7条 甲は、受託試験を終了し、又は中止したときは、速やかに受託試験の結果又は経過を乙に通知するものとする。

(特許権等を受ける権利)

第8条 受託試験において、甲の職員が独自に発明を行ったときは、発明について特許を受ける権利又はこれに基づく特許権（以下「特許権等」という。）は、甲の職員から権利を承継した長野県に帰属するものとする。ただし、出願に当たっては、事前に乙の了解を得るものとする。

2 乙の協力により得られた発明については、共同出願できるものとし、出願及び特許権等の取り扱いについては、長野県と乙とが別に契約を締結するものとする。

(準用)

第9条 第8条の規定は、実用新案権及び実用新案権を受ける権利、意匠権及び意匠権を受ける権利並びに、種苗法に基づく品種登録及び育成者権について準用するものとする。

(秘密の保持)

第10条 甲及び乙は、受託試験に関して相手方から開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を秘密として扱い、相手方の事前の同意なしに、それらを第三者に提供、開示又は漏洩してはならない。ただし、当該情報が以下の一に該当することが立証できる場合はこの限りではない。

- (1) 相手方から提供を受ける前にすでに保有している情報
- (2) 第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報
- (4) 秘密保持義務に違反することなく、すでに公知となった情報

2 前項の有効期間は、契約締結の日から受託試験終了後又は中止後3年間とする。ただし、甲乙協議の上書面により合意した場合は、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(受託試験の成果の公表)

第11条 甲は、原則として受託試験の結果得られた成果を公表するものとする。ただし、乙から公表しないよう申し入れがあったときは、成果の全部又は一部を公表しないことができる。

(契約変更)

第12条 この契約の条項を変更する必要があるときは、甲、乙協議の上、変更するものとする。

(協 議)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたとき又はその他必要な事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

2 本研究を終了する場合、互いに提供した又は研究過程で得られた研究用材料並びに知的財産権の取得に至らなかった研究成果の取扱いについて甲、乙協議の上、それらの帰属を決定した後、書面にて取り交わすものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自それぞれ1通を保有するものとする。

(用紙はA4縦とする)

【契約書追記事項】

(1) 甲（試験場）が、乙（委託者）から試験研究用の機械器具等の提供を受ける場合は、第5条の次に以下の条項を追加し、以降の条項を移動する。

(試験研究用の機械器具等の提供)

第6条 乙が、甲に対し、試験研究に必要な資材及び機械器具等（以下「機械器具等」という。）を提供する場合は、これらの運搬、取り付け、取り外し及び搬出に係る費用は、乙が負担するものとする。

2 乙が、前項の規定により提供した機械器具等の修繕又は改造のための費用は、乙の負担とする。ただし、当該修繕又は改造が、甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

3 乙が甲に対し提供した機械器具等は、共同研究の実施期間終了後、甲に無償で譲渡するものとする。

【又は】

3 乙が甲に対し提供した機械器具等は、共同研究の実施期間終了後、甲乙協議の上、その取扱いを決定するものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、第4条第1項に基づく受託試験の中止又は第5条第2項に基づく契約の解除により乙が受けた一切の損害について、賠償する責を負わないものとする。

2 甲は、第6条の規定により提供を受けた機械器具等が滅失又は毀損したことにより、乙が損害を受けた場合においても、当該損害につき賠償する責を負わないものとする。ただし、当該滅失又は毀損が甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

別 表

〇〇〇〇 (受託試験の課題名) 委託費内訳

経費区分	金 額	積 算 基 礎
直接経費 ①	円	<p>試験研究費 円</p> <p>賃金・共済費 円 賃金：単価×日数</p> <p>需用費 円 内訳を記載 注1)</p> <p>役務費 円 注2)</p> <p>委託料 円</p> <p>使用料・賃借料 円</p> <p>工事請負費 円</p> <p>原材料費 円</p> <p>備品購入費 円</p> <p>旅 費 円 注3)</p> <p>注1) 消耗品費～医薬材料費の費目別に記載 注2) 極力具体的用途を記載、委託料～備品購入費も同様 注3) 普通旅費と費用弁償の別に記載、費用弁償は支出者を記載 注4) 該当しない費目は記載不要</p>
一般管理費②	円	<p>(直接経費中の対象額) × (一般管理費の率)</p> <p>* 要領の別表受託試験費の積算基準により算出</p>
委託費計 ①+②	円	

(様式XIII-9) 【第2条(2) (植防・財団)の場合】

受託試験契約書

[受託試験変更契約書]

平成 年 月 日

住所
(甲) 長野県〇〇試験場
場長 印

住所
(乙) 団体の名称
代表者(職名) 印

長野県〇〇試験場長 〇〇〇〇(以下「甲」という。)と△△代表者(役職名) △△△△(以下「乙」という。)とは、次の条項に従い、〇〇〇〇(受託試験の課題名)に関する受託試験(以下「受託試験」という。)の実施に関する契約を締結する。[実施に関し、平成〇年〇月〇日付け契約を変更し締結する。]

(実施する受託試験)

第1条 甲は、乙の委託により次の受託試験を実施するものとする。

- (1) 受託試験の課題名
〇〇に関する受託試験
- (2) 受託試験の目的
- (3) 受託試験の内容 [変更後の受託試験の内容] 別紙内訳書のとおり
*団体の定める様式による
- (4) 受託試験の実施期間
契約締結日から平成 年 月 日まで

(受託試験費の負担及び納付)

第2条 この契約に基づく受託試験に要する費用は、乙の負担とする。

- 2 本受託試験に係る委託費は・・・円(消費税を含む)とし、その内訳は別表のとおりとする。
[本受託試験に係る委託費を・・・円(消費税を含む)から・・・円(消費税を含む)に変更する。変更後の内訳は別表のとおりとする。]
- 3 乙は、前項の委託費を、契約締結後県の発行する納入通知書により、納入通知書に指定する期日までに納付するものとする。
- 4 前項の委託費は、甲乙協議の上、別表に定める時期に分割納付するものとする。
- 5 甲は、前項の委託費に残余が生じた場合は、その額を乙に返還するものとする。

(受託試験の着手)

第3条 甲は、契約締結後、受託試験の内容に応じて適切な時期に受託試験に着手する。

(受託試験の中止)

- 第4条 甲は、天災その他やむを得ない事由があるため、本受託試験の継続が困難となったときは、速やかに乙にその旨を通知し、協議の上、本受託試験を中止することができる。
- 2 甲は前項の規定により契約を解除するときは、前2条の規定に準じ精算するものとする。
- 3 本研究を中止する場合、互いに提供した又は研究過程で得られた研究用材料並びに知的財産権の取得に至らなかった研究成果の取扱いについて甲、乙協議の上、それらの帰属を決定した後、書面にて取り交わすものとする。

(契約の解除)

- 第5条 乙が、納期までに委託費を納付しないときは、甲はこの契約を解除することができる。
- 2 乙が、この契約の各条項に正当な理由なくして違反したときは、甲はこの契約を解除することができる。
- 3 甲が前項の規定により契約を解除した場合、甲に生ずる一切の損害につき乙は、その責を負うものとする。

(損害賠償)

- 第6条 甲は、第4条第1項に基づく受託試験の中止又は第5条第2項に基づく契約の解除により乙が受けた一切の損害について、賠償する責を負わないものとする。

(受託試験結果等の通知)

- 第7条 甲は、受託試験を終了し、又は中止したときは、速やかに受託試験の結果又は経過を乙に通知するものとする。
- 2 受託試験の結果は、別紙様式「受託試験実績報告書」によるものとする。

(秘密の保持)

- 第8条 甲及び乙は、受託試験に関して相手方から開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び業務上の一切の情報を秘密として扱い、相手方の事前の同意なしに、それらを第三者に提供、開示又は漏洩してはならない。ただし、当該情報が以下の一に該当することが立証できる場合はこの限りではない。
- (1) 相手方から提供を受ける前にすでに保有している情報
- (2) 第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報
- (4) 秘密保持義務に違反することなく、すでに公知となった情報
- 2 前項の有効期間は、契約締結の日から受託試験終了後又は中止後3年間とする。ただし、甲乙協議の上書面により合意した場合は、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(受託試験の成果の公表)

- 第9条 甲は、受託試験終了後、速やかに試験成績書を乙に提出する。
- 2 甲は、受託試験に係る試験計画書、試験野帳及び試験成績書について非公開とする。ただし、その内容がすでに公表されている場合は、この限りでない。
- 3 甲は、農林水産省消費・安全局長通知「薬効・薬害試験を実施した試験施設への試験実施状況

等の調査について」(平成20年3月31日付け19消安第14969号)に基づく調査に対しては、調査者、乙並びに乙が公開を認めた者、に限り公開する。

(契約変更)

第10条 この契約の条項を変更する必要があるときは、甲、乙協議の上、変更するものとする。

(協議)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたとき又はその他必要な事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

2 本研究を終了する場合、互いに提供した又は研究過程で得られた研究用材料並びに知的財産権の取得に至らなかった研究成果の取扱いについて甲、乙協議の上、それらの帰属を決定した後、書面にて取り交わすものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自それぞれ1通を保有するものとする。

(用紙はA4縦とする)

別 表

1 ○○○○ (受託試験の課題名) 委託費内訳 [委託費変更後内訳]

経費区分	金 額	積 算 基 礎																																				
直接経費 ①	円 (円)	<table border="0"> <tr> <td>試験研究費</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>賃金・共済費</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>賃金：単価×日数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内訳を記載 注1)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>円</td> <td>注2)</td> </tr> <tr> <td>使用料・賃借料</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原材料費</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旅 費</td> <td>円</td> <td>注3)</td> </tr> </table> <p>注1) 消耗品費～医薬材料費の費目別に記載 注2) 極力具体的用途を記載、以下も同様 注3) 該当しない費目は記載不要</p>	試験研究費	円			(円)		賃金・共済費	円		賃金：単価×日数			需用費	円			(円)		内訳を記載 注1)			役務費	円	注2)	使用料・賃借料	円		原材料費	円			(円)		旅 費	円	注3)
試験研究費	円																																					
	(円)																																					
賃金・共済費	円																																					
賃金：単価×日数																																						
需用費	円																																					
	(円)																																					
内訳を記載 注1)																																						
役務費	円	注2)																																				
使用料・賃借料	円																																					
原材料費	円																																					
	(円)																																					
旅 費	円	注3)																																				
一般管理費②	円 (円)	(直接経費中の対象額) × (一般管理費の率) * 要領の別表受託試験費の積算基準により算出																																				
委託費計 ①+②	円 (円)																																					

2 委託費支払計画

第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	支払額計
円 (円)	円 (円)	円 (円)	円 (円)	円 (円)

*変更後内訳は、上段に変更後の金額を、下段に変更前の金額を（ ）書きで記載する。変更がない部分は、下段（ ）書きは不要。

(別紙様式)

受 託 試 験 実 績 報 告 書

番 号
年 月 日

(一社)長野県植物防疫協会長 様
又は (一財)長野県農林研究財団理事長 様

長野県〇〇試験場長

平成〇年度の受託試験について、下記のとおり実施したので報告します。

記

- 1 受託試験の課題名
〇〇に関する受託試験
- 2 受託試験の内容
別紙のとおり (契約書に添付されている別紙内訳書に準拠し試験項目一覧を記載)
- 3 受託試験の実施期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 4 受託試験費の実績
委託費 円 (最終契約額を記載)
実績額 円
別表内訳のとおり

(別表内訳)

経費区分	金額	積算基礎
直接経費 ①	円 (円)	試験研究費 _____ 円 (円) 賃金・共済費 _____ 円 賃金：単価×日数 需用費 _____ 円 (円) (消耗品費～医薬材料費の費目別に記載) 役務費 _____ 円 使用料・賃借料 _____ 円 原材料費 _____ 円 (円) 旅 費 _____ 円 注：該当しない費目は記載不要
一般管理費②	円 (円)	(直接経費中の対象額) × (一般管理費の率) * 要領の別表受託試験費の積算基準により算出
受託試験費計 (①+②)	円 (円)	

* 上段に実績額を、下段に委託費を () 書きで記載する。

実績額と委託費が同額の部分は、下段 () 書きは不要。

(様式XIII-10)

品種、機械および資材の比較、評価に関する受託試験課題一覧

試験課題名	委託者	試験目的・内容	試験期間	受託 試験費	試験場名
(記入例) 野菜品種審査	日本種苗 協会	レタス ○○品種について○○作型で 栽培特性を比較する。 (参考) ○○の普及見込み ○○h a → ○○h a	H26, 7~11	(千円) 300	野菜花き 試験場

※試験目的・内容欄には、試験場が取り組む必要性がわかるよう、品目名、品種、作型、対象地域、普及見込面積、経済性等を具体的に記述する。